

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画書

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日～ 2028 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を 30%以上にする。

<対策>

- 2025 年 8 月～ 管理職候補の女性を対象として研修を実施
- 2026 年度 ～ 管理職候補の女性社員及びその上司を対象として、今後のキャリアプランに関する面談を実施

目標 2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を 80%以上にする

女性社員・・・取得率を 100%以上にする

<対策>

- 2025 年 5 月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 2025 年 8 月～ 管理職層に対して、労基法、男女雇用機会均等法及びハラスメント防止等に関する講義を実施し、コンプライアンスの徹底とともに育児休業に関する意識向上を図ります。

策定日

2025 年 3 月 31 日

愛知県名古屋市中村区則武 1 丁目 10 番 6 号

ノリタケ第一ビル 101

光フードサービス株式会社 代表取締役 大谷 光徳